



保医発0831第7号
平成23年8月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年9月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(17)から(19)までを(18)から(20)までとし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比
免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比は、「21」のIgG4に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比</p> <p><u>免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比は、「21」のIG</u></p> <p><u>G4に準じて算定する。</u></p> <p>(18)～(21) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17)～(20) (略)</p>